

広報

No. 112

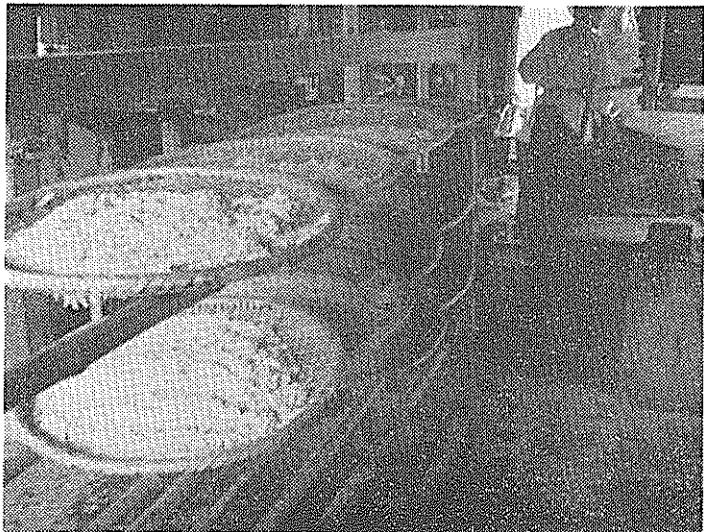
さ

なまこ

’70

4月号

昭和45年4月25日



煮干しづくり 浜改田で

土佐の煮干しとして県外で名声を博しています。いりジャコは、原料難とあって昔日のおもかげはありませんが、十市、浜改田久枝などの数軒で製造されています。



左 干し場のむしろにひろげて軽く干しあげられて出荷される



写真下右は、浜からあげられたチリメンジャコは、水洗いのち熱湯に投入され、さるにあげられる。
①かまからあげたりジャコは、棚に置かれて熱が切られる。

市のうごき

(2月末現在)

転入	203	転出	146
出生	42	死亡	42
人口	42,532人		
(男)	20,897人		
(女)	21,635人		
世帯数	12,189戸		

近く実施に

市街化区域・市街化調整区域の設定と、開発許可制度

新しい者市街化法が施行（昭年六月十四日）されて、はや一年を迎えようとしています。

この法律は、これまで都市計画法を全面的に改め、農地や山林が無秩序に宅地化されることを防ぐとともに、公害や交通事故のない住みよい活動しやすい町づくりをすすめることを目的としたものです。

そのため県は関係市町村と協力しながら、まづ、市街化区域と市街化調整区域を定める作業をすすめています。

市街化区域とは、既成の市街地およびおおむね十年以内に優先的かつ、計画的に市街化をはかるべき区域のことです。

この制度は、当面高知市南国市、土佐山田町、伊野町、春野町、大津村および介良村の七か町村に適用されることになっています。

この区域区分が定められますと（本年六七月頃）、開発行為（宅地造成など）をするときは、特別な場合を除いて、原則として知事の許可を受けなければならぬことになります。

この開発許可制度についての疑問点は、市役所建設課でお聞きあわせください。

開発許可を必要としない開発行為

つぎのような開発行為は、例外として開発の許可を要しないことになっています。

▼市街化区域内で行なう、規模の小さいもの（半平方蔵未満）

▼市街化調整区域内での農林漁業用建築物、または農林漁業者用住宅のためのもの

▼社会福祉施設、医療施設、学校、公民館などの公益的な建築物の

市街化区域では!!
は!!
市街化調整区域で
許可を要しない開発行為を除いて、原則として開発行為はできません。しかしながら、スプロール（市街地の無秩序な拡散）防止対策上、支障のないものや、スプロール防止対策のうえから、若干の支障はあるとしても、種々の点からやむを得ないと認められるものについては、道路、排水などの計画がよく、さらにつきのような場合は、特例として許可されることのための五十平方㍍以内の小規模な店舗のためのものなど)

- ▼ 鉱物資源、観光資源などの有効利用に必要な開発行為
- ▼ 温度、湿度、空気などに特別な条件を必要とし、市街化区域において建築が困難なため開発をするもの
- ▼ 市街化調整区域内で生産される農林水産物の処理貯蔵、加工に必要な開発行為
- ▼ 県が固まつたは、中小企業振興事業団と一緒にって、助成する中小企業の共同化または工場、店舗などの集約化に寄与するためのもの
- ▼ 市街化調整区域内に現存する工場と密接な関係を有する工場などで、事業の効率化をはかるためのもの
- ▼ 危険物の貯蔵、処理場のためのもの
- ▼ 以上のほか、市街化区域において建築することが困難、または不適当なもので、政令に定められたもの
- ▼ 市街化調整区域が決定・変更された際、自己の住宅または事業所などを建築するため、土地の所有権、賃借権などを有してい

◇発行為で、知事があらかじめ開発審査会に付議したもの

◇二十ヶ以上もので、都市計画上支障がないと認められるもの

◇週辺の市街化を促進するおそれがなく、市街化区域内で行なうことが困難、または、著しく不適当な開発行為

建築するには!!

市街化調整区域においては、開発許可をうけて造成した土地以外では、農林漁業用建築物、農林漁業者用住宅、公益的建築物などのものは、知事の許可を受けなければ建築できません。

知事の許可の基準は、述の開発行為の許可基準に準ることになります。

そのほか、建築の場合は市街地区域、市街化調整区域をとわず、建築基準法による「建築確認」をうけることは今までのとおりです。

開発許可を必要と
する開拓行為

は
!!

業者用住宅、公益的建築物

七
二

議決された主な議案

☆市庁舎建設積立基金条例 市庁舎を建設するための基金（9千万円）を3か年で積み立てようというもので地上三階、一部地下一階の庁舎を現在地に明年度から2か年計画で建設するためのものです。

☆昭和45年度青年学級の開設 市中央
青年学級を岡豊町八幡にある青年の
家に、開設しようとするものです。

☆出生祝金支給条例 出生児（本年
4月1日以降に出生したもの）の保
護者に出生の祝金を支給しようとい
うもので、祝金5百円の原案を千円
に修正可決をみたものです。

☆市水道給水条例（一部改正） 細水
地域の拡大と使用料、手数料を改正
するもの

☆市児童、生徒災害救済金給付に関する

る条例 交通事故以外の災害を受け

た児童、生徒を救済しようというもので、日本学校安全会法の給付対象にならない死亡、または傷害で、その原因である事故が学校の管理下において発生したものに準じると認められるもので、災害の程度によって千円から最高3万円までの6段階の支給区分がなされています。

市課設置條例（一部改正） 市長公

～3月市議会～
～定例会～

序 金建設へ一歩前進

政治の発展と社会変化

△……承認され、陳情、請願十五件が審議されました。…………△

社会情勢に即応しながら、長期振興計画の基本構想を軸とし、財政に即した計画的な建設行政を実施する。また、自主財政再建五か年計画の短縮につとめ、早期に赤字財政の健全化をはかる。

▼市民待望の市庁舎建設は、本年度から三か年間に九千万円程度の基金を積み立て、できれば明年度から建設したい。

るよう努力する。
(香南清掃組合)

安い掛金・高い保償

市民交通傷害保険へ加入しよう

激増する交通災害に備え

毎日のように交通事故は起っています。万一小交通事故にあわれた場合の処置として安い掛金、高い保償を受けられる市民交通傷害保険に、家族ぐるみで加入するようすすめします。

市がこの保険を採用して第三年目を迎えた。一年目は一万四百六十人の方の加入がありました。現在加入している方はもちろん、未加入の方もぜひ加入をしてください。万一小の場合は必ず加入しておきましょう。

この保険は、市民のためのものです。自分だけは大丈夫だとはいきませんよく考えて皆んなで加入しましょう。

加入の資格は

・南国市に住んでいる方
・南国市へ通勤、通学している方
・掛金は、年六百円（中途加入は月五十円を乗じた額）です。昨年より高くなった理由は、掛け金に対し保償額が多いこと、また保償の内容が有利になったことです。

▼保険金は、死亡の場合五十六万円、後遺障害が生じた場合最高三十万円、治療期間六ヶ月以上十六万円、五ヶ月以上六ヶ月未満五万円、四ヶ月以上五ヶ月未満四万円、三ヶ月以上四ヶ月未満三万円、二ヶ月以上三ヶ月未満二万円を支給します。

保険金の請求に必要な、警察の事故証明書、医師の診断書、請求書などの用紙は、市役所市長公室にあります。請求の手続きは、市長まで行なっています。

この保険を請求するためには、届け出をしてください。事故後数日を経過して届け出ても警察は、受理してくれません。最寄りの駐在所でも結構です。届け出でます。

この選挙違反をしません誓います

△佳作

柴町 関田 知恵
柴町 関田 知恵
喜一 黒岩清 岡林重清（久礼田）佐藤政継 広瀬義則（十市）
土居彦馬

自らが、政治する気でこの一票に出さずな棄権と違反の選挙違反をしません誓います

△佳作

柴町 関田 知恵
柴町 関田 知恵
喜一 黒岩清 岡林重清（久礼田）佐藤政継 広瀬義則（十市）
土居彦馬

一票を生かす

△明正選挙標語決まる△

佳作五点が決まりました。

△二等入選作△

柴町 関田 知恵

吉川紹江 稲生 中沢美登

能子 前浜 土居玉子 黒瀧

井上 榎町 関田 知恵 後免町

吉川紹江 稲生 中沢美登

能子 前浜 土居玉子 黒瀧

自らが、政治する気でこの一票に出さずな棄権と違反の選挙違反をしません誓います

△佳作

柴町 関田 知恵
柴町 関田 知恵
喜一 黒岩清 岡林重清（久礼田）佐藤政継 広瀬義則（十市）
土居彦馬

観光協会で見る

立ちおくれている観光事業をおこそと、有志の人たちがあつまつて、会社や教員などで活躍した人たちのあつまりである南国会（岩村元治会長）は、青少年の健全育成を希つて、後免町公民館に併設されている図書部への図書の寄贈運動を行なっています。

この運動は、一般市民の人たちから図書を寄贈していただくもので、寄贈を受ける図書は、週間誌や雑誌などを除く、一般的な書籍といわれるもので、寄贈者の住所、氏名を巻末に記入してもよいこと

になっています。

なお、地区の責任者は次の人ちです。最寄りの方は責任者の方にお申し出ください。

（前浜）浜田利行、浜田祐夫（三和）神田晴重（大篠）岩村元治、浜田清、大久保幸之助、溝淵角吾中村忠義（日草）島内秀鹿（岩元吉庄文（後免）山本尚一、山中浩氣（野田）小松重美、西内春夢（長岡）岡林孝夫、島田宏、山崎喜一、黒岩清 岡林重清（久礼田）佐藤政継、廣瀬義則（十市）
土居彦馬

たばこは市内で買いましょう

▽稻

作△

早生の田植後の管理は活着まで

は深水とし、その後は、浅水にし

て分けつの促進をうながします。

田植前の除草剤を使用しなかった

場合は、田植後五日前後に、M〇

粒剤を均一に散布し、散布後は常

に田面が露出しない程度に湛水。

分けつ開始期の除草剤使用が遅れ

た場合は、中耕除草作業を行なつ

た後、M〇またはバムコン粒剤を

使用、田植後二十五日以後幼穂形

成期まで

の追肥は

無効分け

つを多く

し、倒伏

しやすく

なるので

施さずに

ときどき

中干を行

なってください。

五月中旬の二化メイ虫の防除は

ふ化初期にダイアジノン粒剤また

はバグンバールで行ない、食入虫

粉剤を使用すると良いでしょう。

五月下旬止草が遅れるとき、止草

が多くなるので、なるべく早く

くらいの施用するといい。

疾虫害の防除

に危害が入る程度に落水し、無効

農業と生活

5月にしなければならない、主な農作業です。
参考にしてください。

南国農業指導所 市営農業改善委員会

旬に摘果と袋掛けを、梨
は落花後十日と二十日
頃の二回に摘果と袋掛け
をすること。

ぶどうの芽かぎと
摘房

枝が過過ぎると着花

過多や日照不足となり

果実の品質が悪くなる

ので早目にかぎとり、

高溫乾燥の障害が多くなりま

す。換気が強くなり、蒸散量も多

くなる反面、水の通りが悪くなっ

て、土壤が乾燥し易くなります。

適温を保つよう、かん水に注意す

ること。

▼かん水▲

品種に合せて摘房すること。

かきの病害

黒星病は水と硫黄剤で防除する。

桃、梅の病虫害

ノコ病は水と硫黄剤で防除する。

土壌酸土の矯正と肥効を高める

こと。

土壌管理

五月下旬止草が遅れるとき、止草

が多くなるので、なるべく早く

くらいの施用するといい。

疾虫害の防除

上、中旬は、そうか病の感染期

りましょ。湿田では特に効果が大きくなる倒伏防止の効果もあります。

大きくなる倒伏防止の効果もあります。

であるのでダイホルタン、デラン
などを散布する。両薬剤とも人体

のカブレに注意すること。

ハダニの発生にはよく注意し、
自分で防除すること、使用薬剤は

ネオ、サッピラン、テデオン、ア
ゾマイトなどがよい。

フタテンヒメヨコバイはデルナ
ツブ、マラソン、ダイアジノン等

で、アカガネサルハムシ、ブドウ
トラカミキリは、幼虫の潜入枝を
みつけ捕殺すること。

ぶどうの害虫

フタテンヒメヨコバイはデルナ
ツブ、マラソン、ダイアジノン等

▼病害虫防除▲

高溫に災されて、市場病害発

生が多くなり、販売が不利とな

ります。悪天候は病害の発生を

助長し、防除を困難としますが、
徹底して行なうこと。

今後予想される病害虫の発生

助長し、防除を困難としますが、
徹底して行なうこと。

生園では、スミチオン、エルサン

などで防除すること。

病害

灰色カビ病（金作物）

ウドンコ病（金作物）

空洞病（ピーマン、シシトウ、
トマト）

黒枯病（ナス）

葉カビ病（トマト）

よとう虫（胡瓜）

土壤病害（青枯病、いちょう病）

半枯病、根腐れ症状

アブラムシ

ジャガイモガ

ナメクジ

カタツムリ

アブラムシ

カビ病による腐敗果）の発生がみ
られます。市場価格を維持

し、県外産との競合に打ち勝つた
ため苦土石灰を十kgあたり百kg

粉剤を使用するとよい。

桃、梅の病虫害

ノコ病は水と硫黄剤で防除する。

最近の出荷で、市場病害（灰

色カビによる腐敗果）の発生がみ
られます。市場価格を維持

し、県外産との競合に打ち勝つた
ため苦土石灰を十kgあたり百kg

粉剤を使用するとよい。

ユール、サニパー、水和硫黄剤で

アブラムシは、エストラクス、キル

りましょ。

